

いよいよ「建築確認取り消し」判決へ

「幸福の科学学園」建築審査請求 公開口頭審理開催

昨年12月、大津市建築審査会に対して、仰木の里の地域住民8,331名が請求人となり、幸福の科学学園関西校の校舎・寄宿舎建設の「建築確認」の妥当性を問うために、建築審査請求が行われました。建築確認主による弁明書、その弁明書に対する住民・弁護士による反論書の交換を経て、3月1日午後、大津市役所において公開口頭審理が開催されました。平日の開催にも関わらず、ほぼ満席となる146名もの住民が参加し、会場は熱気に包まれました。以下に審理の概要をご報告いたします。

予定地は、旧御呂戸川・地滑り跡を埋めた軟弱盛り土。

まず最初に行われた住民代表による論述の中で、特に注目を集めたのは、住民が情報公開によって入手した過去の航空写真や、測量図を時系列に重ね合わせることで、昭和40年代から平成初期にかけて、予定地に谷埋め盛り土が出来上がる様子を克明に再現した部分でした。

この土地が、東日本大震災で甚大な被害を引き起こした「谷埋め盛り土」であることは、以前より指摘されていましたが、今回、新たに下記2点が明らかになりました。

- ① 現在、予定地横を走る御呂戸川は、過去には、寄宿舎棟予定地の真下を走っていたこと。また、当初の計画では、この用地を「緑地」としていたのに、途中で、販売用宅地造成へと変更されていたこと。
- ② 寄宿舎棟予定地の下で、過去に、地滑り崩壊が発生していたこと。

これら川や地滑り跡の上に、20メートルほどの土を盛ってできた土地は「まるで豆腐のよう」と表現され、会場からははどよめきが起こっていました。



住民で埋まった口頭公開審理会場 (3.1.2012 住民撮影)

建設用地・周辺地の危険性兆候を、次々と指摘

さらに、住民と土木・建築の専門家により、現在も、予定地やその周辺では下記に挙げるような危険兆候が確認されていることが、写真・映像を交えて紹介されました。

- ①建設用地では、住民の目視でもわかる小規模な『地滑り』が今も発生している。
- ②直隣の歩道・橋脚周辺では、小規模な『地割れ』『陥没』が発生している。
- ③地盤の排水能力が著しく低く、そのため、晴れた日でも大量の水が地面から染み出している。しかも、建設用地では、建築確認後、しかも学園に土地を引渡した直後の昨年10月に、URがこっそり瑕疵工事として排水の応急処置をしていたことも判明。これで本当にきちんと開発が終わっているといえるのか。
- ④ボーリング調査結果では、N値と呼ばれる地盤強度を表す指標が、一般住宅が辛うじて建設可能な数値を示しており、地盤補強無しでは大規模な施設を支えるには不十分である。



寄宿舎棟用地には、かつての地滑り跡があり、旧御呂戸川が走っていた。この上に、20メートル超の盛り土をして、造成が完了したとされている。

宅地造成に関する工事の一部変更協議書(H1.3変更認可)。UR都市機構より情報公開にて入手。旧河川・地滑り跡・用地は、他の情報公開資料を元に、住民が追記。

まち連だより



3月号

(表面からの続き)

これらの危険性兆候・追加瑕疵工事等からわかることは、建設用地は安全性のチェックがしっかりと確認できていない「開発未了」な土地である疑いが強いということです。新たな地盤補強・排水整備なしでは、まさに「豆腐の上に大規模建築を建てる」かのごとき危険なことだ、と指摘されました。

申請書の違法性を指摘。 図面と工事实態が不一致。

参考人として陳述された、国土問題研究会理事幸陶一先生からは、建築確認申請書に対する違法性が指摘されました。申請図面に記載された土地の掘削面積が工事实態と一致せず、2メートルを超える切り土や、1メートルを超える盛り土が確認され、これら各用地の切り盛り面積が法令で定められた500平米を超えているというのです。これらはすべて「開発行為」にあたり、必ず開発許可の申請が必要とされます。

また、本来は学校用地としては分離することが出来ない区画を、開発申請を逃れる目的で分割申請している可能性についても言及されました。

住民約150人が聞き入った 真実の重み。

約1時間にわたり、住民・専門家・弁護団がそれぞれの立場から土地の危険性や確認申請の違法性を次々と指摘していくにつれて、真実だけが持ち得る迫力からか、会場からは自然と拍手が沸き起こりました。

それに対し、建築確認主はたった30秒で、弁明書で述べたとおりで追加すべきことはない旨を述べただけでした。その事前の弁明書によりますと、『住民には審査請求人としての適格性が無い』として審査請求自体を却下するように求めています。

地滑りがおこれば、周辺の住民や近接した通学路を通う子供たちへの影響は明らかです。また、既に始まっている工事の影響で、直隣家屋が揺れるという苦情も出ています。本当に近隣に住む住民は請求人にふさわしくないとと言えるのでしょうか？

マスコミも注目。市議会でも動き。

当日は新聞やテレビなどのマスコミが多数取材にきました。夕方にはBBC(びわ湖放送)でニュースが流れ、翌日には朝日・読売・産経・京都、滋賀報知等、多数の新聞で大きく報道されるなど、関心の高さが伺われる結果となりました。また、2月29日・3月1日には、大津市議会一般質問において、岸本議員・山本議員がそれぞれ幸福の科学学園に関する質問をされましたが、その中で、越市長が「日程調整がつけば(住民の)代表と会って話す」「来年度に行う県市連携会議でも嘉田知事に現地の状況を話したい」と述べたことも、複数紙で報道されました。



産経新聞(上)
京都新聞(左)
2012年3月2日朝刊

**審査請求に関する、より詳細な内容は、
ぜひ、インターネットの記事もご参照ください。**

- 「北大津まちづくりネットワーク」ホームページ
(<http://kitaootsu-net.sakura.ne.jp/index.html>)
* 口頭公開審査に関する詳細記事が掲載されています。
- 「やや日刊カルト新聞」12月13日付記事
(<http://dailycult.blogspot.com/>)
* 審査請求提出時の様子を動画で見ることができます。

審査請求の裁決は4月に行われる見通しです。
大震災の教訓を胸に、危険性から目をそらすことなく、
専門家の公正な判断による審査が行われることを願います。